

食品安全委員会第587回会合議事録

1. 日時 平成27年12月 8 日（火） 14：00～15：27

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「チフルザミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ホセチル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「レピメクチン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「動物用ワクチンに添加剤として使用される成分」に関する審議結果の報告について

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「THR-No. 2株を利用して生産されたL-トレオニン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・添加物「*Aspergillus oryzae* NZYM-SP株を用いて生産されたアスパラギナーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・プリオン「スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について

(5) いわゆる「健康食品」に関する検討ワーキンググループにおける審議結果の報告について

(6) 平成28年度食品安全モニターの募集について

(7) 食品安全関係情報（10月30日～11月19日収集分）について

(8) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、小森総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、

5. 配付資料

- 資料 1 - 1 農薬専門調査会における審議結果について<チフルザミド>
- 資料 1 - 2 農薬専門調査会における審議結果について<ホセチル>
- 資料 1 - 3 農薬専門調査会における審議結果について<レピメクチン>
- 資料 2 動物用ワクチンに添加剤として使用される成分に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 3 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<THR-No. 2株を利用して生産されたL-トレオニン>
- 資料 4 - 1 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<Aspergillus oryzae NZYM-SP株を用いて生産されたアスパラギナーゼ>
- 資料 4 - 2 スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 5 - 1 いわゆる「健康食品」に関する報告書（案）
- 資料 5 - 2 いわゆる「健康食品」に関するメッセージ（案）
- 資料 5 - 3 委員長・座長から国民の皆様へ（案）
- 資料 6 平成28年度食品安全モニターの募集について
- 資料 7 - 1 食品安全関係情報（10月30日～11月19日収集分）について
- 資料 7 - 2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第587回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が御出席です。

それでは、お手元にごございます食品安全委員会議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○小森総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は13点ございます。

資料 1 - 1 から 1 - 3 が、いずれも同じ資料名で「農薬専門調査会における審議結果について」。

資料 2 が「動物用ワクチンに添加剤として使用される成分に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」。

資料 4 - 1 が「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料４－２が「スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料５－１が「いわゆる『健康食品』に関する報告書（案）」。

資料５－２が「いわゆる『健康食品』に関するメッセージ（案）」。

資料５－３が「委員長・座長から国民の皆様へ（案）」。

資料６が「平成28年度食品安全モニターの募集について」。

資料７－１が「食品安全関係情報（10月30日～11月19日収集分）について」。

その関連資料として資料７－２が「食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○小森総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（１）農薬専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。

専門調査会から3件の意見・情報募集のための評価書（案）が提出されています。

まず、担当の吉田委員から説明をお願いいたします。

○吉田委員 それでは、概要について御説明申し上げます。

まず、資料1－1を御覧ください。農薬「チフルザミド」第2版でございます。詳細は担当の関野課長から御説明していただきますけれども、冒頭のみ説明を申し上げます。

要約、7ページでございます。

酸アミド系殺菌剤「チフルザミド」について、新たに作物残留試験が提出されましたので、今般、急性参照用量（ARfD）も含め、評価をいたしました。

対象とする物質は、チフルザミド（親化合物のみ）でございます。

急性参照用量（ARfD）でございますが、これにつきましては、43ページ、表40に単回投与によって起き得ると考えられる毒性の一覧がまとめられております。これに基づき、単回投与により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量の最小値は、ラット及びウサギを用いた発生毒性試験の体重減少をエンドポイントといたしまして、25 mg/kg 体重でありましたことから、これを根拠といたしまして、安全係数100で除しまして、0.25 mg/kg 体重を急性参照用量と設定いたしました。ADIについては、設定はございません。

続きまして、資料1-2を御覧ください。農薬「ホセチル」でございます。こちらは初版になりますが、実際に日本で登録されましたのは1983年と約30年前になります。

有機リン系の殺菌剤でございます。有機リン系の殺虫剤ではなくて、中身といたしましては、非常に毒性としては有機リンとしてのコリンエステラーゼの阻害というものは余り認められません。こちらのホセチルにつきまして、食品健康影響評価を実施いたしました。

要約は、6ページに記載されております。

認められました主な毒性は、膀胱及び精巣です。精巣はイヌのみでございます。

また、この膀胱に炎症等が認められました。恐らく慢性刺激と考えられますが、ラットを用いました2年間の発がん性試験におきまして、膀胱の移行上皮系の腫瘍が認められました。しかし、本剤につきましては、遺伝毒性が陰性でありますことから、この機序は遺伝毒性によるものとは考えがたく、評価に当たり閾値を設定することは可能であるとして、ADIの設定は可能であると判断をされたものです。

繁殖に対する影響、催奇形性等は、認められておりません。

評価対象物質ですけれども、ホセチル及び亜リン酸が評価対象物質として設定されました。

まず、一日摂取許容量でございますけれども、ラットを用いました2年間の発がん性試験で得られました無毒性量、これは膀胱の炎症などをエンドポイントとしておりますが、その88 mg/kg 体重/日を根拠に、これを安全係数100で除しまして、0.88を一日摂取許容量といたしました。

また、急性参照用量でございますけれども、こちらはラットを用いました発生毒性試験で認められた1,000 mgが無毒性量でした。しかし、この値というのは、カットオフ値である500 mg/kg 体重を超えることから、急性参照用量を設定する必要は本剤についてはないという御判断をいただきました。

ADIに関する一覧表は、40ページの表41に、急性参照用量に関するまとめは、表42にまとめられております。

続きまして、3剤目、資料1-3を御覧ください。農薬評価書「レピメクチン」第4版でございます。

要約は、8ページに記載されております。

16員環マクロライド骨格を有する殺虫剤でございます。今回、新たに作物残留試験が提出されましたことから、これについて追記するとともに、急性参照用量について設定をいたしました。

評価対象物質は、レピメクチン（親化合物のみ）でございます。

ADIの設定の変更はございません。

急性参照用量ですけれども、こちらは60ページの表50に記載されております。こちらのエンドポイントでございますけれども、薬理試験で認められました臨床症状でございますね。こちらの変化をもとに、無毒性量を200といたしまして、これを安全係数100で除しまして、2 mg/kg 体重を急性参照用量といたしました。

この16員環マクロライド骨格を有する農薬には、非常に神経毒性が強いものが多いのですが、本剤はこれらに比べると、神経毒性はどうも弱いというような評価結果になっております。

以上です。

○関野評価第一課長 それでは、事務局から追加の説明をさせていただきます。引き続き、資料1-1から資料1-3を御用意ください。

まず1つ目、チフルザミドに関しまして、資料1-1を御覧ください。

本剤は第2版ということで、先ほど説明がございましたが、その経緯を示したページが3ページになります。3ページ中ほどから下、第2版というところが今回の評価書の審議の部分でございますが、ばれいしょ、てんさい等の適用拡大に関する要請事項説明を本年8月18日に受けまして、その後、評価第一部会を中心に審議を行ってまいりました。

本剤は第2版ということで、追加のところの関連のページだけの御紹介にとどめたいと思います。まず、作物残留試験が追加されております。24ページの下、6. 「(1) 作物残留試験」がございました。2行目、3行目にございますが、可食部での散布28日後の玄米での0.48 mg/kg、そして、非可食部での散布21日後の稲わらでの17.3 mg/kg、これが今回追加された残留試験の結果に基づきまして、初版から変更されている部分でございます。

そして、食品健康影響評価のところ急性参照用量を定めた部分がございます。39ページからになります。

39ページの下から2行目から次のページにかけまして、急性参照用量に関する記述をまとめてございます。その結果の値としては、40ページ、ARfDというところで整理をしておりまして、先ほど吉田委員から説明のあったとおりでございます。ADIについては、初版から変更ございません。

本剤については以上でございます。

次に、ホセチルに関しまして、資料1-2を御用意ください。

本剤の審議の経過をまず御紹介します。3ページの上からになります。2005年11月に

残留農薬基準の告示の中に含まれておりまして、評価要請といたしましては、2010年11月、第356回の本委員会におきまして説明を受けております。その後、評価第四部会で審議を行ってきたものになります。

本剤の概要に関しましては、7ページのところから始まってございます。殺菌剤でございまして、構造式等につきましては、御覧のとおり、有機リン系の殺菌剤ということでございます。

若干補足という意味では、次の動物体内運命試験の結果のところを触れたいと思っておりますが、8ページからになります。まず、吸収率について記載がございまして、「①吸収」のところ、8割以上の吸収率を示しております。

1枚めくっていただきまして、9ページ「④排泄」というところがございまして、表2を御覧いただきますと、それぞれの時間の経過とともに、尿、糞、呼気といったところの数字が示されてございますが、主に、短い時間ですと呼気、時間が長くなるにつれ、尿あるいは呼気といったところの値が大きくなっていることが御覧いただけるかと思っております。

次に、10ページに T_{max} 、 $T_{1/2}$ 等の記載がございまして、表3を御覧いただければと思っております。

代謝のまとめとしましては、12ページの下ほど3行に書いてございまして、投与されたホセチルはエタノールと亜リン酸に分解される。エタノールは二酸化炭素となり、呼気から排泄される。このあたりがまとめでございまして。

次に、作物残留試験の結果のところを御説明します。19ページ、一番下、2行目から始まっておりまして、次のページにまたがっておりますけれども、20ページの上から2行目のところでございます。ホセチルと亜リン酸、合計の最大値ということで示してございまして、散布3日後に収穫したきゅうりの値でございまして、80.1 mg/kgということでございます。

これにつきましては、後ろの表を後で必要があれば御覧いただければと思っておりますが、この合計ということでございまして、そのほとんどが亜リン酸ということでの検出でございまして。

それから、先ほど吉田委員から説明のありましたADIとARfDに関する試験の記載のページを御紹介したいと思います。

まず、29ページの下から3行目にありますラットの2年間発がん性試験、結果につきましては30ページに記載がございまして、ここで得られました無毒性量に基づきまして、ADIが設定されてございます。

そして、ARfDに関しましては、45ページの表42にまとめてございまして、先ほどこれも御説明がございましたので、省略をいたします。45ページがその該当箇所でございます。

そして、食品健康影響評価が37ページということで、前に戻っていただければと思っております。ちょうど中ほどですが、暴露評価対象物質をホセチルと亜リン酸と設定した上で、ADIが設定され、ARfDに関しては設定の必要なしということで、先ほど説明のあったとおりで

ございます。

本剤については以上でございます。

次に、最後、レピメクチンについて御説明をいたします。資料1－3をお願いいたします。本剤は、第4版ということになります。

その経緯について、4ページをお開きください。第4版関係と書いてございますところからですが、今回に関しましては、すいか、たまねぎ等の適用拡大に係る評価要請ということで、本年8月に本委員会で説明を受けてございます。その後、評価第二部会で審議を行ってきたものになります。

本剤も重版物でございますので、記載の追加された試験に係る部分の御紹介にとどめたいと思っております。

まず、作物残留試験が追加されておまして、その関連が40ページの冒頭からになります。但し、「(1)作物残留試験」のところを追加された該当箇所になりますけれども、記載自体は最大値を含めて変更ございませんでしたので、記載に関する変更はございません。

1枚めくっていただいて、41ページに「7.一般薬理試験」がございまして、ここで、先ほど吉田委員から説明がありましたとおり、一般薬理試験の一般状態の試験成績で得られました最大無毒性量であります200 mg/kg 体重がARfDの設定根拠になっているということでございます。

食品健康影響評価が56ページから始まっております。これに関しましても、ARfDに関する記載を含めまして追記をする形で、今回、第4版ができていくということでございます。

今、御説明申し上げました3つの剤に関しまして、調査会での審議が終わりました結果でございますので、この後、本日御了解いただければ、明日12月9日から30日間、国民からの意見・情報の募集を求め、その意見をまとめた上で、改めて御報告をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 1点、ホセチルで教えてほしいのですけれども、このものは暴露評価対象物質がホセチル及び亜リン酸ということで、先ほどの残留試験を見ても、ほとんど亜リン酸ということだったと思うのです。このADIはホセチルで設定されていますけれども、この辺は、要するにそれ全体で安全性を見ているというふうな考えでよろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 課長、どうぞ。

○関野評価第一課長 今、御指摘のところは、37ページを御覧いただくことになると思いますが、今回、暴露評価対象物質が2つということで、ホセチルと亜リン酸という形になっています。これは、原体が分解されますと亜リン酸が出てくるということで、その部分が残留する度合いが多いということで並べてございますが、本剤に限らずこれまでも暴露評価対象物質が複数になることはたまにございまして、その場合、ここで申し上げたいのは、食品安全委員会としての評価に当たっては、厚生労働省から提出された試験に基づけば、暴露評価対象物質として判断できたのがホセチルと亜リン酸だということがまず分かったということで、それをメッセージとしてリスク管理機関に伝えるということがまず1つでございます。

これを受けまして、ADIあるいはARfDの値も含めてでございますけれども、厚生労働省の方で基準設定に当たりまして、何を規制対象物質にするかということは、毒性学的な観点のみならず、モニタリングのしやすさですとか残留の度合いを含めて総合的に勘案して決められると思いますので、現段階では、この評価結果を受けまして厚生労働省がどう考えるかといったところにならざるを得ないと思っております。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

吉田委員、何か御追加はよろしいですか。

○吉田委員 特にございません。ありがとうございます。

○佐藤委員長 他に何か御質問あるいは御意見があれば伺いたいと思いますが、特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集の手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を、農薬専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本件については、農林水産省から、動物用ワクチンの添加剤として使用される成分について評価要請があり、個々の成分について食品健康影響評価を行ったものです。

今般、本件について専門調査会における審議結果が提出されています。

それでは、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 それでは、資料2を御用意ください。資料2に沿って説明いたします。

本年6月に、農林水産省から評価要請がありました動物用ワクチンに添加剤として使用される成分の食品健康影響評価については、動物用医薬品専門調査会で成分ごとに審議が行われております。今般、2成分について確認が終わりましたので、評価結果を報告いたします。なお、評価に当たっては、医学辞典、動物用生物由来原料基準、動物用生物学的製剤基準等を参考といたしました。

資料2におきましては、別紙にまとめております評価の考え方をもとに、今般2成分について評価いたしました。2つございまして、1つ目が牛血清、もう1つが動物由来タンパク質分解物であります。

資料1枚目の記1.及び2.に記載しているように、原料基準が遵守され、製剤の製造工程で規定される各種試験に適合することを前提に、いずれも動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できると結論しております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。特にございませぬか。

それでは、これら2成分については、資料2の動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できると考えられるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ただ今の結論をもとに考えますと、本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものと認められるとともに、同規定に関するこれまでの取り扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。

まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします

○山添委員 資料3の2ページの要約をおあげいただけますでしょうか。飼料添加物「THR-No.2株を利用して生産されたL-トレオニン」について、資料3をもとに説明いたします。

本飼料添加物は、L-トレオニンの生産性を高めるために、大腸菌*Escherichia coli* K-12株由来の突然変異株を宿主として、L-トレオニン生合成に関与する遺伝子及び糖の資化に関与する遺伝子の導入、プロモーターの挿入並びにL-トレオニン生合成に関与する遺伝子の欠失導入を行ったTHR-No.2株を利用して生産されたL-トレオニンです。

本飼料添加物は、飼料添加物成分規格収載書の成分規格を満たしております。また、HPLC、高速液体クロマト分析の結果、従来品に検出されていなかった不純物が検出されましたが、極めて微量であり、国内で既に流通している流通品に含まれる量よりも少なかったことから、安全上の問題はないと考えられました。

したがって、従来から生産されているL-トレオニンと比較して、既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで有意に増加しておらず、かつ有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられました。

本飼料添加物については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に準じて評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないものと判断いたしました。

詳細については、事務局からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、補足させていただきます。

評価書の3ページに概要がございますけれども、概要については、今、御説明のありましたとおりでございます。

用途は、飼料の有効成分の補給ということでございます。

先ほどもございましたが、飼料添加物として、L-トレオニンについては成分規格が定められているものでございます。

「Ⅱ. 食品健康影響評価」を御覧いただきますと、1. に、本飼料添加物が高度に精製

されていて、成分規格を満たすものであるということが記載されております。

2. にございますように、従来品に存在する不純物の量が、従来品の含有量の実測値の最大値よりも低かったということが書かれております。従来品に存在しない不純物については、先ほど御説明がありましたとおりでございます。こういった評価を踏まえまして、既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで増加していない、それから、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないという評価になっております。

以上を踏まえまして結論につきましては、先ほど御説明があったとおりでございます。

本品につきましては、よろしければ、明日から1月7日までの30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することといたしたいと思っております。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

添加物1品目、プリオン1案件に関する食品健康影響評価についてです。

まず、添加物1品目に関する食品健康影響評価について、専門調査会における審議、意見・情報募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○池田評価情報分析官 それでは、資料4-1をお願いいたします。加工助剤として用います添加物 *Aspergillus oryzae* NZYM-SP株を用いて生産されたアスパラギナーゼでございます。

本件につきましては、3枚目の裏に審議の経緯がございますけれども、先般10月13日の委員会で報告をいたしまして、11月12日まで意見・情報の募集を行いました。

本品は、アクリルアミド生成の起因となりますアスパラギンを分解する作用がありまして、食品加工のときに添加することによってアクリルアミドの生成を低減できるというものでございます。

12ページをお開きいただきますと、本品の生産菌株は組換えDNA技術を応用したものにな

ってございますけれども、この技術を用いることによる評価、食品健康影響評価につきましては、別途審議しておりまして、人の健康を損なうおそれはないという判断になっておりまして、こちらの評価結果につきましては、本年9月に通知済みでございます。

添加物としての評価につきましては、20ページから記載されております。

本品は酵素でございますので、「添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づきまして、酵素が消化管内で分解して常在成分になることが科学的に明らかであるかどうかという判断がされまして、これに該当するというので、指針に基づいた資料によって検討が行われております。

結果としまして、遺伝毒性、反復投与毒性の懸念はないということと、アレルギー性の懸念は極めて低いという判断になっておりまして、また、ラットを用いた13週間反復経口投与毒性試験から得られたNOAELと、推定一日摂取量を比較しまして得られる安全マージンが十分であるということで、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はないという判断になってございます。

意見・情報の募集結果でございますが、最後から3枚目、右肩に「参考」とあるページに御意見がございます。1通の御意見をいただいております。

内容を御紹介させていただきますと、1. 「食品常在成分と同一物質になること」に関する議論を深める必要があるということで、これについて(1)と(2)がございますが、まず(1)酵素が「食品常在成分と同一物質になること」について、科学的に明確な定義づけと、その証明に必要な資料を検討すべきといった趣旨の御意見でございます。

こちらにつきましては、酵素の安全性評価については、先ほども申し上げました指針に基づいて行われておりまして、「酵素が消化管内で分解して食品常在成分になることが科学的に明らかである場合」、これは平成8年の厚生省ガイドラインの表2の事項について検討の上判断するとなっております。このことが、添加物として指定要請する方々にもお示しされているということを説明しております。

今回、その対象としましたアスパラギナーゼについては、評価指針に基づきまして、人工消化液による分解性が確認されたことなどから、これに該当するという判断がされているという説明をしております。

なお書きといたしまして、現在、酵素を含めました加工助剤の評価方法や必要な資料について、より明確化するということで検討をしているところだということを書き添えております。

それから、(2)現在の分析技術の到達点を考慮すれば、別の分析手法の併用により、今回の評価書(案)の内容以上の詳細な検証も可能ではないでしょうかということで、中あたり、食経験のないペプチドが体内に吸収される可能性は排除できないといったようなことも御意見としていただいております。

回答でございますけれども、評価指針が引用する平成8年のガイドラインにおいては、酵素が食品常在成分になることが科学的に明らかである場合を判断する際に検討するとさ

れている事項として御指摘があったことに加えて、「食品内又は消化管内での分解に関わる主要な因子が明らかであること」などが挙げられておりますが、専門調査会では、それらの知見を踏まえ、該当性を判断したということを御説明しているところでございます。

3ページ目に参りまして、ラットを用いた13週間経口投与試験の評価についての御指摘でございます。評価書（案）に、10 mL/kg 体重/日投与群の雌におきまして、肺泡マクロファージの顕著な増加が認められたという記載がございまして、これが同じ評価書内の20ページにある「発現頻度は背景データの範囲内である」といった記載と矛盾するのではないかといった御意見でございます。

回答でございますけれども、御指摘のあった「肺泡マクロファージの顕著な増加」というものが見られたラットの割合が40%ということで、見られた割合が背景データの範囲内であったということを御説明しているところでございます。

回答は以上でございます。

それと、最後のページに幾つか、パブコメを行った際の評価書から変更をさせていただきたい点がございます。正確に修正をする、余分な記載を取る、記載方法の整合をとるといった観点での修正になってございます。御確認をお願いしたいと思います。

本件につきましては、この回答でよろしければ、評価書修正を行った上で、専門調査会の結論をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、といっても若干の修正があった訳ですけれども、それを含めて、すなわち *Aspergillus oryzae* NZYM-SP株を用いて生産されたアスパラギナーゼについては、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はないということでもよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

次に、プリオン1件に関する食品健康影響評価でございます。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○鋤柄評価第二課長 資料4-2をお願いいたします。スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価でございます。

まず、2ページをお願いします。審議の経緯でございますが、10月27日の食品安全委員会に御報告させていただいた後、28日から11月26日までの間、国民から意見・情報を募集いたしました。

次に、4ページに評価の背景等、また、5ページに具体的な諮問事項がございます。

以下、先般御報告したとおりでございますけれども、評価書の24ページを御覧ください。食品健康影響評価でございます。これまで参照した各種文献、厚生労働省から提出された評価対象国に関する参考資料等を用いて審議を行い、それにより得られた知見から、諮問内容のうち、スイス及びリヒテンシュタインについて、(1)の輸入月齢制限及び(2)のSRMの範囲に関する取りまとめを行いました。

次に、26ページからまとめとなっております、27ページに「(3) 評価結果」がございます。

現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、牛群のBSE感染状況及び感染リスク並びにBSE感染における牛と人の種間バリアの存在を踏まえると、スイス及びリヒテンシュタインに関しては、諮問対象月齢である30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病発症は考えがたく、①の月齢制限については、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制閾値が「30か月齢」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。②のSRMの範囲については、「輸入禁止」の場合とSRMの範囲が日本と同じ「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるという内容の評価結果でございます。

次に、最後から2ページ目を御覧ください。評価書の変更点でございます。本文では12ページの記述になりますが、スイス及びリヒテンシュタインは、2015年5月にOIEの無視できるリスクの国に認定されており、SRMの範囲について、EU規則に準じて、本年12月1日付で国内規則が改正される予定であるとしておりましたところを、同日付で改正されたとの確認がとれたことから、その旨修文がされております。

また、20ページ、21ページ、23ページ、25ページにつきましても、これと同旨の修文がなされております。

続いて、資料の最後のページをお願いいたします。冒頭に申し上げましたとおり、意見・情報の募集を行いましたところ、1通の御意見をいただきました。

意見としましては、相当に安全であると考えているという内容でございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。特にございませんか。よろしいですか。

それでは、本件については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち月齢制限とSRMの範囲について、リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 あわせて、最後に説明のありました「予定である」というのが、実際に改正されたということで、修正案の方もお認めいただきたいと思います。

(5) いわゆる「健康食品」に関する検討ワーキンググループにおける審議結果の報告について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「いわゆる『健康食品』に関する検討ワーキンググループにおける審議結果の報告について」です。

本件については、ワーキンググループから報告書(案)及びメッセージ(案)が提出されております。

私が担当委員でありますので、説明を私の方から申し上げたいと思います。

お手元の資料5-1の3ページ、4ページ、5ページあたりを御覧いただきながら、お聞きいただければと思います。

「健康食品」については、企画等専門調査会から、「健康食品全般についてのリスクや懸念される事項、留意すべき点等について、食品安全委員会としての見解を取りまとめるべき」との提言があったことを受けて、本年6月に、第563回食品安全委員会においてワーキンググループを設置し、4回にわたって検討を行ってきたところです。

ワーキンググループでは、「健康食品」を摂るか否かの判断は原則として消費者自身の判断によるが、健康への効果を期待して摂る「健康食品」で健康への被害が出ないようにすべきであると考えました。そのため、個々の消費者が「健康食品」を摂るか否かを判断するに当たって、摂取による健康被害をできるだけ起こさずに済むよう、「健康食品」の安全性について知っておくべき基本的事項を情報提供することを目的といたしました。

検討に当たっては、「健康食品」のリスク要因について分析し、それぞれの要因ごとに事例に基づいて科学的観点から知っておくべき基本的事項を報告書として取りまとめました。それをもとに、消費者に対して分かりやすいメッセージを作成いたしました。

詳細については事務局から説明してください。

○池田評価情報分析官 それでは、補足をさせていただきます。

今の資料5-1の報告書を御覧ください。「1. 検討の背景・経緯」につきましては、ただ今、佐藤委員長から御説明があったとおりでございます。

「2. 検討の枠組みと取りまとめ方針」でございますけれども、ワーキンググループでは、「健康食品」が法令上定義をされていない言葉であるということで、どの範囲までを検討対象とするかということがまず議論をされました。結果としまして、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られる食品を対象とするということで、錠剤とかカプセル形態のものを初めとしまして、飲料、お菓子とか野菜のような生鮮品も含めて対象とするということ。それから、特保などの保健機能食品も除外せずに幅広く対象としたということでございまして、そのことがこちらに記載されております。

5ページをおめくりいただきまして、(2)でございますけれども、先ほど御説明がありましたように、個々の消費者の方が「健康食品」による被害を避けるために知っておくべき事項につきまして、文献などの科学的事実に基づいて取りまとめて情報提供をすることを目的としたということでございます。

「(3) 取りまとめ方針」にございますように、検討内容を報告書として取りまとめるとともに、広く情報提供するという観点から、分かりやすいメッセージとして作成することになったということが、ここに記載されております。

次に、「3. 『健康食品』の摂取状況」について書いてございます。

「健康食品」を摂っておられる方は、各種の調査結果によると、国民の4割から6割程度、約半分という状況でございます。女性の方が、どの調査でも摂取割合が高いということ。それから、目的としては、体調や健康の維持・増進、栄養補給、病気の予防、体重減少、老化予防などでございます。

また、疾病に至らない健康な成人のみならず、高齢者の方とか小児、妊婦の方、病気の方もかなりの割合で摂られているという調査結果になってございます。

6ページに参りまして、「4. 『健康食品』に見られる問題点」という項目でございます。健康被害は摂取している方の約4%という調査結果がここに紹介されております。また、類似の調査結果でも0.5から7.1%ということですので、数%の人に見られているということが分かります。

また、さらにということで米国の事例がございまして、米国における年間2万3000件の救急受診がサプリメントに関するものだと推定をされているという文献がございまして。

その次のパラグラフでございますが、東京都では「『健康食品』による健康影響事例」、この健康影響事例というのはこちらの報告書での言い方なのですが、それについて特徴の分類を行っておりますけれども、特徴的なものとして、ここに書いてございまして、医薬品成分が含有されている。それから、医薬品成分以外の有害な成分・素材が含

有されている。不適切な製造方法によって有害成分を含んでいる。特定の成分と摂取者の体質双方が原因と思われる。アレルギーのことですが、それから、特定の医薬品との相互作用等による治療への悪影響。特定の成分の多量摂取による過剰症。治療の中断による症状の悪化といったものが挙げられております。

また、食品安全委員会では、消費者の方から食品についての相談を受け付けておりますけれども、ここに「健康食品」についての相談も寄せられておまして、例えば、ここにございますように、多量に摂ってしまって過剰症が心配されるというもの。それから、ちょっと飛びますけれども、処方薬にかえて特定保健用食品を摂っていいかといった御相談があったりということで、次のページに参りまして、がんに効くサプリメントは何か教えてほしいとか、あと、事例9でございますが、サプリメントについて、医薬品ではないから上限量なく安全という説明を受けたがというような御相談があったり、それから、原材料を問い合わせても回答がなかったとか、これは販売業者等の問題かと思いますが、そういった問題がございましたということで挙げてございます。

先ほどの健康被害の特徴も含めまして、この事例も見ますと、健康食品については情報が正しく発信されていないとか、また、受け取られていないということとか、医薬品と混同している方がいらっしゃるとか、あと、製造販売業者の問題などがあることがうかがえるというふうに、こちらには記載してございます。

今回の検討に当たりましては、次の「5. 『健康食品』のリスク要因」の項目にございますように、まず、「健康食品」の健康被害につながるリスク要因について分析を行いました。ここに記載されておりますように、「健康食品」のリスクには、通常の食品にもある食品としてのリスクと、それから「健康食品」としての特性から生じるリスク要因の2つが大きくあると記載しております。

まず1つ目の食品としての安全性でございますけれども、一般の食品もリスクがない訳ではないということで、量の問題であって、大量にとれば健康被害が起こるというようなことがあるし、微生物汚染による中毒やアレルギーも起こり得るということで、こういったリスクは「健康食品」でも同じようにありますよということでございます。

(2)の「健康食品」としての安全性につきましては、中身は8ページから書いてございますけれども、1)、2)、3)と3つに分けられておまして、1)が製品そのものに由来する要因、2)が摂取する人のとり方や健康状態といったものに由来する摂取者側の要因、それから、次のページ、3)として情報に関する要因ということで、3つあります。

お戻りいただきまして、8ページ「1) 製品側の要因」としては、①から③まで挙げられておまして、成分、形態、品質と3つありますけれども、①の成分としましては、「健康食品」が健康への効果をうたって期待させるものという特性があるので、通常とは違う、食経験が少ない成分や原料が含まれた製品になりやすいリスクがあるということが書かれております。

②の形態につきましては、通常の食品と異なる、これも健康への効果をうたっているという特性から、通常の食品からとれないほど多量の成分を含んだ製品になりやすいということ。それから、通常の食品にはない医薬品的な形態のものも多くて、誤認をされやすいといったことがある。この場合、味やにおいや量感がないので過剰摂取をしやすいといったことがリスク要因として挙げられています。

③として品質でございます。品質については、食品だということで、形状がたとえ医薬品と似ていても、医薬品とは違って製造者任せになっていますよということでございまして、有害な不純物が入っていないかとか、有効だとされている成分が適量入っているかとか、製品が均一であるかといった、通常医薬品では行われているような品質の保証というのは、食品であるために保証がされていないといったことが書かれております。あと、このことが摂取されている方にも理解されているとは言えない状況であるということが書かれております。

次に「2）摂取者側の要因」でございますが、こちらも①から③まで3つ挙げられています。1つ目が「摂取量・摂取頻度・摂取期間」でございます。健康になりたい人、それから健康を維持したい人といった方がたくさん摂ったり、あるいは高頻度に摂ったり長期間摂りやすいというリスクがあるということでございます。

次のページに参りまして、②として「摂取者の状態と、摂取目的」ということで、同じものを摂っていても、摂る人の状態とか目的で安全性等が変わってくるということで、例えば健康食品については、高齢者、小児、妊婦などの健康影響を受けやすいと考えられる方がかなり摂られている。病気の方も摂られている方が多いということ。それから、体重を減らすような目的、いわゆるダイエット用のものなどは、とり方が極端に大量に摂られたりという傾向があったり、体調を崩しても使用を継続する傾向が強いというリスクを高めるような要因があるということ。それから、長期の循環器系疾患、心筋梗塞、脳卒中の予防とかがんの予防、骨粗鬆症の予防といったものを期待して摂る場合は長くずっと摂ってしまいやすいということがございます。

次の③の「複数製品の摂取」につきましては、調査結果によると、複数摂っている人もかなりいらっしゃるのですが、単独で摂るよりもリスクが高まりますということです。

次に「3）情報に関する要因」ということですが、安全性・有効性に関する不確かな情報が氾濫をされていて信頼できる情報が不足しているということで、例えば「健康食品」の情報は広告を通して効果があったというだけの体験談とかが挙げられていたり、動物や細胞の試験結果のみを挙げてあったりということで、科学的な根拠のある情報が少ないといったことが記載されています。

また、安全性に関しましては十分根拠がなく安全だと説明されたり、質の管理が不十分な製品があることが分かりづらいということ。それから、健康被害が出ていた場合もなかなか把握されにくくて、摂る人にまで情報が行きにくいといったようなことが挙げられて

おります。

ここで、リスク要因についてこのような分析を行った結果を踏まえまして、次の10ページからの6. では、安全に選択をしていくために知っておくべき要因について議論がされておりまして、その結果をまとめられているということでございます。この部分につきましては、先ほど申し上げましたように、分かりやすい形でメッセージの方に集約されているということでございます。

ということで、続きまして、メッセージの方を御覧ください。資料5-2でございます。おめくりいただきまして、本文が3ページ目からでございます。

「はじめに」のところでは、先ほど御説明をしましたように、ワーキンググループで対象としました「健康食品」の範囲について記載をしております。また、メッセージが、健康のために摂る「健康食品」で被害が出てしまうようなことが避けられるようにということで、特性や基本的事項を知っておくべきであるということに記載しております。そして、避けられる健康被害を防止するためのメッセージということで、19項目にまとめているということに記載しているということでございます。

Ⅱ. で「用語の定義」がございまして、4ページ、Ⅲ. から具体的な19のメッセージでございます。この19個のメッセージは大きく1から5に分けられております。それぞれのメッセージが太字で書いてございまして、その下にメッセージの内容の説明とか実例などが、理解を助けるためにということで書かれている形になってございます。

メッセージについて紹介をさせていただきます。

まずは「1. 食品としての安全性についてのメッセージ」がございまして、これが①から③まで3つございます。①が「『食品』でも安全とは限りません」ということで、食品だから安全だろうという誤解もあるようですので、その点についてのメッセージになっています。

②としては「『食品』だからたくさん摂っても大丈夫と考えてはいけません」。

次のページ、③としまして「同じ食品や食品成分を長く続けて摂った場合の安全性は正確にはわかっていません」ということで、長期の安全性は食品は調べられていないのですよということが書かれております。

次は「2. 『健康食品』としての安全性についてのメッセージ」ということでございまして、これが④から⑨までになってございます。

④が「『健康食品』として販売されているからといって安全ということではありません」。

⑤が「『天然』『自然』『ナチュラル』などのうたい文句は『安全』を連想させますが、科学的には『安全』を意味するものではありません。

6ページに参りまして、⑥が「『健康食品』として販売されている『無承認無許可医薬品』に注意してください」。

⑦としまして「通常の食品と異なる形態の『健康食品』に注意してください」。錠剤とかカプセルといったものは過剰摂取の事例があるということで、注意を喚起しているとい

うことです。

⑧としまして、「ビタミンやミネラルのサプリメントによる過剰摂取のリスクに注意してください」ということで、ビタミン、ミネラルはいろいろなところでサプリメントが売られていまして、摂られている方も多いたと思いますけれども、実は現在、日本人が通常の食事をして欠乏症を起こすものは余りないという議論がございまして、それがここに書かれております。通常の食事をしている限りは、サプリメントによってこういったビタミン、ミネラルを摂る必要性を示すデータは今のところはないということございまして、むしろ普通の食事をちゃんと摂っている方がサプリメントを摂ると過剰症のリスクがありますよということ、特にその過剰症になりやすかったりという注意が必要なものとして、ミネラルとしてはセレン、鉄というものが挙がっていて、脂溶性ビタミンのビタミンA、ビタミンDといったものも、注意が必要なものとしてここに書かれております。

なので、具体的にどうするかというと、自己判断で摂らない。いろいろなところからきちんとした情報を得てくださいということになっております。

次のページ、⑨としまして「『健康食品』は、医薬品並みの品質管理がなされているものではありません」ということで、特に医薬品と見かけが似ているものだと、同じようなものだと思ってしまいがちですけれども、実際には、ちゃんと成分が含まれていなかったりとか、溶けて吸収されそうになかったりとか、不純物が含まれているものがあって健康被害が起きたりというような事例がありますよということを御紹介しております。

8ページに参りまして、「3. 『健康食品』を摂る人と摂る目的についてのメッセージ」ということで、これが⑩から⑮までございます。

⑩が「『健康食品』は、多くの場合が『健康な成人』を対象にしています。高齢者、子ども、妊婦、病気の人が『健康食品』を摂ることは注意が必要です」ということございます。

⑪が「病気の人が摂るとかえって病状を悪化させる『健康食品』があります」。

⑫が「治療のため医薬品を服用している場合は『健康食品』を併せて摂ることについて医師・薬剤師のアドバイスを受けてください」。

⑬が「『健康食品』は薬の代わりにはならないので医薬品の服用を止めてはいけません」。

次の9ページ、⑭が「ダイエットや筋力増強効果を期待させる食品には、特に注意してください」ということ。

⑮が「『健康寿命の延伸（元気で長生き）』の効果を実証されている食品はありません」ということで、実際にこういった実証が難しいということ、実証されているものはありませんよということと、いい、いいと言われていても、その後、長期研究をやるとよくない影響が分かったりする事例がありますよということを御紹介しています。

次が「4. 『健康食品』の情報についてのメッセージ」ということで、これは1つ、⑯でございます。「知っていると思っている健康情報は、本当に（科学的に）正しいものですか。情報が確かなものであるかを見極めて、摂るかどうか判断してください」というこ

とで、正しい情報を信頼できる情報源から得てくださいといった内容でございます。

最後に「5. 『健康食品』の摂取についてのメッセージ」ということで、これは⑰から⑲まででございます。

⑰につきましては、以上述べてきたことを踏まえてということですが、「『健康食品』を摂るかどうかの選択は「わからない中での選択」です」ということで、安全性、品質、有効性などいずれの点でも分かっていないまま販売されているものも少なくないですよということを書いてございます。

⑱としましては「摂る際には、何を、いつ、どのくらい摂ったかと、効果や体調の変化を記録してください」ということで、もし「健康食品」を摂ろうと決めた場合は、次の11ページにありますメモのような形で記録をとっておいてくださいねということですよ。

⑲が「『健康食品』を摂っていて体調が悪くなったときには、まずは摂るのを中止し、因果関係を考えてください」ということでございます。

12ページにまとめがございますけれども、健康の保持・増進の基本は、健全な食生活、適度な運動、休養・睡眠です。「健康食品」を摂る選択をする前に、今の自分にとって本当に必要かを考えてください。その際に、信頼できる情報を入手するように努めることが、自身の健康を守るために大切です。「健康食品」を購入する、あるいは摂る場合は、このメッセージで述べられている点に注意して、選択をしてくださいということ。それから、増量することは健康被害をもたらすリスクを高めます。たとえ効果が実感できなくても増量してはいけません。「健康食品」を摂っていて体調が悪くなった場合は、すぐに摂るのをやめてくださいというまとめになっております。

これらのメッセージにつきましては、先ほど御紹介しました報告書に基づいて作成をされておりますので、最後の13ページのところに、それぞれのメッセージについて、より詳しく知りたいという場合に、報告書のどのページを参照すればよいか分かるように対応表を添付してございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 説明が長くなるのですけれども、引き続き、もう一つ資料を説明させていただきます。資料5-3の1枚紙でございます。

今般、メッセージと報告書の内容を作成し、決定するに当たり、ワーキンググループの脇座長と相談して、これらの内容をできるだけ多くの方に読んでいただけるよう、今回の検討の内容についての説明とメッセージのエッセンス部分を1枚の紙にまとめたものを作成いたしました。今お手元にある資料5-3がそれでございますけれども、これもあわせて公表することを考えております。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。資料が3種類ありますので、何か御発言の際は、資料の番号をおっしゃっていただければと思います。

山添委員、どうぞ。

○山添委員 資料5-1の13ページのところで、内容を変えるものではないのですが、下から3行目で「違法な製品」という記載があるのですけれども、実際には、この段落の一番上の「『健康食品』と称して販売される『無承認無許可医薬品』」がこれに相当するものだと思いますので、若干そこのところを変えて、「行政が発見した『無承認無許可医薬品』は」というふうに文言を修正していただければと思います。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

これは全部が摘発されている訳ではないので、残念ながらそういうことだということですね。

○山添委員 はい。

それと、もう一つございます。資料5-2の7ページです。⑨の下から8行目「錠剤・カプセル形態の『健康食品』には」というところですが、ここのところは誰が誰というのを明確にするために、錠剤・カプセル形態の「健康食品」には、現在、事業者が自主的というふうに、事業者が自主的ということを入るといふこと。

それから、次の段落で、現時点で「健康食品」のGMPはまだ十分に普及していませんがというのは、何か相対値、何に比べてということは比較の対象がないので、このセンテンス、「現時点」から「十分に普及していませんが」は削除した方がはっきりして、実際には内容もそれで十分伝わるといふので、もし可能ならば削除をお願いできないかと思ひます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

資料5-1の13ページの「違法な製品は行政から摘発され」といふ部分は、先ほどちょっと申しましたけれども、必ずしも全部そうではないので、「行政が発見した『無承認無許可医薬品』は摘発され」といふふうに直すのが適当かと思ひますけれども、いかがでしょう。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 それから、資料5-2の7ページ目の最後の方、これは誰がということをはっきりしろということ、事業者がと。これは入れた方がやはり分かりやすいですね。

あと、現時点で「健康食品」のGMPはまだ十分に普及していませんがと、多分そうなのでしょうけれども、どこまでいったら十分に普及しているのかといふのもよく分かりませんしということ、これはここを削除するということよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 他に何かお気づきの点があったら。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 内容の変更ではなく、資料5-2と資料5-3で、どんどんエッセンスになっていくので、中身は同じなのですけれども、語尾が統一されていない部分に気づきました。

1つは、資料5-2の12ページの3行目に「相談しましょう」と書いてある「しましょう」という言葉と、それから、資料5-3の裏面に当たる上から4行目の「役立つ選択をしましょう」という「しましょう」という言葉と、同じ裏面の「誰かにとって良い『健康食品』があなたにとっても良いとは限りません」と書かれた2ポツ目の最後「役立つのかを考えましょう」という、「しましょう」という言葉がここだけ3点出ているのですけれども、ほかは全て、何々してくださいというふうに書いてあるので、できれば「してください」に統一されたらいかがなものかと。内容には変更はないと思いますが。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

今、「しましょう」をやめましょうということで御提案がありましたけれども、ほかのところとやはり平仄が合っていた方がよろしいかと思えますし、相談してくださいとか、あるいは選択してくださいとか、そういう表現になる訳ですね。そのようにした方がよろしいかなと思えますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 他に何かお気づきの点はございますでしょうか。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 細かいことなのですけれども、読んでいて分からない言葉があったので、資料5-1の12ページの下から2行目に「DNA barcoding 法」と書いてあるのですけれども、これはちょっと分からないので、注釈ぐらいあった方がいいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 DNA barcoding 法ですね。

○山添委員 注釈を入れる。

○佐藤委員長 確かにそうですね。では、これは注釈を入れることにしましょうか。ありがとうございます。

他に何かお気づきの点はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ただ今、何点か修文をいただきましたけれども、それに基づいた上で、本報告書及びメッセージについてはお認めいただいたということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 それから、「委員長・座長から国民の皆様へ」という1枚紙でございますけれども、これも一部修正はございますが、あわせて公表させていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(6) 平成28年度食品安全モニターの募集について

○佐藤委員長 それでは、次の議題に移ります。

「平成28年度食品安全モニターの募集について」です。

事務局から説明してください。

○植木情報・勧告広報課長 資料6でございます。食品安全モニターの募集は、正式には12月10日木曜日にプレスをすることになってございますので、募集は正式にはその日からということになります。締め切りは2月8日、2カ月間でございます。

裏面へ参りまして、「食品安全モニターは何をするの?」ということでございますけれども、モニター会議への出席、アンケートへの協力、食品安全に関する提案とか周囲への情報提供でございまして、モニターになっていただきますと、季刊誌を送付したり、私どもの方からいろいろ情報提供するということになってございます。

2枚目でございますけれども、これは募集要項でございます。応募の資格でございますけれども、ここに書いてあるとおりでございまして、基本的には昨年と同じでございますけれども、1点、ウのところ「次の条件のいずれかを満たしている方」とございまして、[1]で「学科」とございまして、括弧の中に「医学、歯学」等ございますけれども、ここは、その2行目「農芸化学」の次に「食品工学」を持ってまいりまして、次に「家政学」、そして最近「栄養学」という言葉を聞きますので、「家政学」の次に「栄養学」を入れて「等」というふうに、少しここは修正をさせていただこうと思っております。

次に、下へ参りまして募集の人数及び任期でございますけれども、募集人数は100名程度でございます、任期は原則1年でございますけれども、活動状況に応じて延長可能でございます、最長5年間でございます。

応募方法等は、ホームページの応募のフォームから応募するということでございまして、後はここに記載してあるとおりでございますけれども、こういうことで、食品安全モニターの募集を例年どおり行いたいと考えてございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、先ほど事務局から若干修文がございましたけれども、それをした上で、平成28年度食品安全モニターの募集手続を開始していただきたいと思っております。

(7) 食品安全関係情報（10月30日～11月19日収集分）について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「食品安全関係情報（10月30日～11月19日収集分）について」です。

事務局から報告してください。

○植木情報・勧告広報課長 御報告いたします。

資料7-1でございます、食品安全関係情報（10月30日～11月19日収集分）でございます。

最初の集計表でございますけれども、左の方のハザードを見ますと、今回の期間は化学物質が53件と一番多くなっております。

それから、地域別でございますけれども、欧州が多くて、今回はアメリカの情報も結構多くなっております。

その裏面でございます。これらの中の主なものの御紹介でございます。

【化学物質】でございますけれども、まず、アクリルアミドに関する報告書を公表という最初のポツがございまして、アドレスが2つございますけれども、結構内容が多いもので、2つの場所に分けてデータを入れている関係上、アドレスを2つ掲載してございます。

それから、次のEFSA、農薬有効成分グリホサートのリスク評価のピアレビューに関する結論を公表とございまして、これは、EUの方では農薬の認可は期限を切っております、当初はグリホサートの期限は12月いっぱいございましたけれども、これが半年延長されて来年の6月までとなっておりまして、今回のEFSAの評価結果を踏まえまして、EUで手続を進めるという段取りになってございます。

内容につきましては、グリホサートが人に対する発がん性のハザードを有する可能性は低い、そのような内容になってございます。

次の【微生物・プリオン・自然毒】関係でございませけれども、最初のポツに欧州抗生物質適正使用啓発の日というのがございまして、これは11月18日でございまして、それに合わせていろいろな情報を発表してございませるので、それを記載してございませ。

それから、一番下【その他】のところでございますけれども、イギリスのFSAが、食品及び環境中の放射性物質に関する年次報告書を公表してございまして、そこでは、2011年の東京電力の福島第一原発事故の後、日本産の食品に関する輸入制限措置が導入され、2012年も継続された、イギリスの通関港での輸入モニタリングでは、食品中の放射性物質はほとんど検出されなかったということも書いてございまして、EUでは、日本産食品の輸入の規制を緩和するというを11月下旬に公表してございませ。

次が資料7-2でございまして、今回御紹介するハザードでございませ。

BfRが、農業分野における抗生物質の使用が減少傾向にある旨を公表。欧州疾病予防管理センター（ECDC）は欧州における薬剤耐性及び抗菌性物質の消費に関する2014年の調査データを公表してございませ。

まず、BfRの件でございませけれども、（1）BfRの長官がシンポジウムにおきまして、2行目でございませけれども、フードチェーンにおける薬剤耐性菌はもはや増加傾向にはないという好ましい知見が得られたということを書いてございまして、次の行で、その理由の一つとして、農業分野における抗菌性物質の使用が減少しているということをおります。

（2）ドイツにおける動物用医薬品の使用量でございませけれども、2011年の1,706トンから、2014年の1,238トンに減少しているということ。肥育豚の抗生物質の治療期間ですが、2011年の半期では1農場当たり約5日であったものが、2014年には1日に減っているということ。1年前にドイツの制度が改正されまして、一定規模以上の畜産農家は抗生物質の使用を報告することになりまして、多く使用している施設は使用量の低減方策をとることが義務づけられてございませ。

（3）大腸菌におけるセファロスポリン耐性率はしばらく増加傾向にあったのですけれども、2014年の結果では増加が見られなかったということで、改善されてございませ。

次が（4）ブロイラー肉チェーンにおける、第三世代セファロスポリン等に耐性があるものでございませけれども、これにつきましても、2013年の6.7%から2014年は3.7%、七面鳥肉チェーンでは3.2%から2.6%に低下しているということを書いてございませ。

（5）フルオロキノロン耐性率は、数年来高どまりであるということでございます。

（6）ブロイラーにおきましては、親鶏からの伝播がESBL/AmpC産生菌に感染する重要な経路でございませけれども、最近では、初生びなで陰性のものがふえてございませるので、耐性菌の経路は肥育期間中に環境からもたらされるものが多いと書かれてございませ。

一番下（8）でございませけれども、生産動物及び食品由来のESBL産生菌が、ヒトの感

染につながる可能性はあるのでございますけれども、実際、それらがどの程度なのか定量することは、まだそれはできないということが書かれてございます。

裏面でございます。

裏面の方は、ECDCのレポートでございます。これは、ヨーロッパの29カ国の2011年から2014年のデータの傾向分析でございます。

(2)では肺炎桿菌、(3)では大腸菌でございますけれども、ここに掲げているような耐性菌が著しく増加しているということが書かれてございます。

(4)過去4年間の病院部門の薬剤消費量は、大分増えているということでございます。下から2行目でございますけれども、抗生物質の大半は病院以外の一次医療で消費されているということ。しかしながら、病院における薬剤の使用が、医療関連の感染に関与している多剤耐性菌の拡散の主な原因となっているということが記載されてございます。

関連としまして、EUのECDCの報告等、それから、国内では、農林水産省で家畜に使用する抗菌性物質に関しましては慎重使用に関する基本的な考え方、そしてその実施状況等を記載している、関連のホームページを記載してございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、何か御質問等ございますでしょうか。特にございませんか。

(8) その他

○佐藤委員長 他に議事はありませんでしょうか。

○小森総務課長 ございません。

○佐藤委員長 それでは、これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合については、来週12月15日火曜日14時から開催を予定しております。

また、9日水曜日14時から「農薬専門調査会評価第一部会」が非公開で、11日金曜日11時から「汚染物質等専門調査会」が公開で、来週14日月曜日14時から「かび毒・自然毒専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第587回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。